

平成30年度 加美町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

第1 趣旨

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり定めるものである。

第2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者調達推進法並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）で使用する用語の例による。

第3 適用範囲

本方針の適用範囲は、本町の全ての機関（以下「適用部署」という。）が発注する物品等の調達とする。

第4 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。ただし、原則、加美町内に所在地を有する施設等に限るものとする。

- (1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を行う事業所のうち次のサービス事業所とする。
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- (2) 障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター

第5 調達の対象品目

本方針の対象品目は、次のとおりとする。

- (1) 物品
 - ア 事務用品・書籍（事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍など）
 - イ 食料品・飲料（パン、弁当、加工食品、菓子類、飲料、野菜など）
 - ウ 小物雑貨（組紐製品、布製品、木工製品など）
 - エ その他障害者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務
 - ア 印刷（ポスター、チラシ、名刺など）
 - イ クリーニング
 - ウ 清掃・施設管理（施設の清掃・除草作業、施設管理など）

- エ 情報処理・テープ起こし（データ入力、議事録の作成など）
- オ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

第6 調達目標

障害者就労施設等からの物品等の調達目標金額は、平成29年度に加美町内の障害者就労施設等から調達した実績額を上回ることを目標とする。

第7 調達の推進方法

本方針を推進するために、以下の取り組みを行う。

- (1) 障害者就労施設等から提供可能な物品等について情報を収集し、適用部署に対し情報提供を行うこと。
- (2) 適用部署が希望する購入物品、提供役務等について情報を収集し、障害者就労施設等に対し情報提供を行うこと。
- (3) 本町主催のイベント等に出店する機会を設けること。また、イベント等の出店に関する情報提供を障害者就労施設等に対して行うこと。

第8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を作成したときは、本町ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の6月末までに概要を取りまとめ、本町ホームページ等により、速やかに公表する。

第9 調達方針に関する担当窓口

本方針に関する担当窓口は、保健福祉課障害福祉係とする。